

いわき市災害義援金

基準日（3月11日）において、いわき市に居住し、次のいずれかに該当する世帯となります。

■対象世帯

- ①東日本大震災により、住家が全壊または半壊した世帯
- ②東電第一原から30%圏内に居住していた世帯（久ノ浜、大久地区全域、川前町下桶売字志田名・宇荻、小川町上小川字上戸渡、字中戸渡、字下戸渡）

■配分額

いわき市として5万円、福島県として5万円、合計10万円が配分されます。

■申請方法

①住家が全壊または半壊した世帯
各種給付金等の共通様式「被災状況調査兼委任状」の提出により、義援金の配分も合わせて行います。（すでに手続きをされた方は申請不要です。）

②原発30%圏内の対象世帯（全壊・半壊等の世帯は除く）
「義援金配分申請書」により申請します。

■申請手続き

※原則として、世帯主の方が申請して下さい。

■受付窓口

文化センター、各地区保健福祉センター、各支所

■申請期間等

4月15日（金）から当分の間

医療費の窓口無料制度

医療機関に被災者であると申し立てれば、窓口負担なしに医療を受けられます。

■対象

住宅が全半壊かそれに準ずる状態にある人、又は主たる生計者が

- ①死亡または重篤な疾病
- ②行方不明
- ③廃休業
- ④現在失業して収入がない
- ④福島第一原発の事故で政府（自治体）指示により、避難や屋内避難している方

※保険証なしでも、氏名・生年月日・住所を医療機関に伝えて下さい。

※若し医療機関で請求されたら、被災者である旨を申し出て、制度の内容を保健所で確認するように求めて下さい。

生活保護の申請

収入がなくなり、資産もない場合

○収入や資産がなく、生活の維持が困難な方は、生活保護が受けられます。資産があってもただちに処分が難しい場合はうけられるケースがあります。

○生活保護は、被災者が居住地を離れ、避難所や他市町村に避難した場合、避難先の市町村で申請できます。申し込みは各市町村です。

生活必需品の給与または貸与

災害救助法では、被災を受けた人に被服、寝具など生活必需品が給与（または貸与）されます。

■対象

全半壊（焼）、流失、床上浸水などで、生活に必要な生活必需品を失い、損壊し、直ちに日常生活が困難な人。学用品も同様に小中学生、高校生に支給されます。
仮設住宅などに入居が決まり新生活に必要な生活必需品を整えていくために、この制度を活用できます。
各市町村が窓口ですので、日常的に必要な生活用品の支給を申し出て下さい。

各種減免、教育への援助

国民健康保険料（税）

国民健康保険は、市町村の判断で保険料（税）の減免・徴収猶予ができます。健康保険は保険者の判断で、保険料納付期限の延長などができます。

所得税の軽減、免除

地震により、住宅または家財に甚大な被害を受けた場合、来年度納税分の所得税が軽減または免除される場合があります。（修理等にかかった費用の領収書は保管）

損害による控除

商店の店舗、工場、倉庫、機械等の事業用資産（農水産業施設）が被害を受けた場合、その損害額は事業用所得の必要経費として算定され、控除できます。

地方税の減免制度

住民税、固定資産税、事業税など地方税の減免制度はそれぞれの自治体の条例によります。県税では個人事業税、不動産所得税、自動車税が減免適用になります。

学費・教育費への援助

○天災などの場合、私立高校、大学の授業料の減免や延納ができる場合があります。各学校にお問い合わせください。

○震災で大きな被害を受け、経済的に困難な世帯に、通学用品費や新入学用品費が支給される就学援助制度をうけることができます。（申し込みは各学校）

※これらの減免制度等は、県、市町村、税務署に相談してください。

◆いわき市＜東北地方太平洋沖地震に伴う総合窓口＞

いわき市文化センター（中央公民館）2階視聴覚室
21-4135

◆公共職業安定所（ハローワーク）

平：23-1421
磐城：54-6666
勿来：63-3171

◆いわき労働基準監督署

23-2255

◆いわき税務署

23-2141

◆平年金事務所

23-5611

労働者の雇用、生活支援

【雇用保険の失業給付の特例】

離職していても受け取れます

○事業所が被災し、休業を余儀なくされ、賃金を受け取れない方は、実際に離職していても失業給付（雇用保険の基本手当）を受け取れます。

○一時的に離職した方も、事業再開後の再雇用が予定されている場合でも、失業給付を受け取れます。支給にあたっては、働いていた事業所の「休業証明書」「離職証明書」が必要です。事業主から受けとれる状態にない場合には、ハローワークに相談してください。

【雇用調整助成金】

中小企業では国が休業手当の8割を助成します

○被災した事業主が休業手当等を支払い、雇用を維持しようとする場合、その額の一定割合が国から助成されます。

■対象

今回の震災などで最近1カ月の生産量・売上高等がその直前の1カ月または前年同期と比べ5%以上減少する見込みの事業所です。

○この助成金を受けるためには、ハローワークに「休業等実施計画（変更）」を提出することが必要です。

【未払い賃金の立て替え払い制度】

未払い賃金の一部を国が立て替えます

○企業倒産により賃金が支払われないまま退職した労働者は、未払い賃金の一部を国に立て替え払いを求められます。

○対象となるのは、被災地域で、事業活動が停止し再開する見込みがなく、賃金を支払う力がない中小企業で働いていた労働者です。

○申請先は、労働基準監督署です。厚生労働省は、事業所が被災して申請書類が入手できない場合は、自治体が発行する災証明書などを最大限活用して、迅速な処理を進めるよう通達をだしています。

【労災保険の適用】

勤務中に震災被害にあわれた方は適用されます

○大震災で事業所や作業場が倒壊、焼失したり、大津波で流失したりして勤務中に被害にあった人については、労災保険の適用になります。

○適用になれば、遺族年金や一時金、葬祭料のほか、けがの療養費や休業補償が支払われます。行方不明者は、不明になったときから1年後に死亡とみなされた場合に請求できますが、今回は特例として1年以内でも認定することを検討しています。

○厚労省は、事業主や医療機関の証明がなくても労災保険の申請を受理する、としています。近くの労働基準監督署に問い合わせてください。

税金、社会保険料等の減免

【所得税等の申告納付期限の延長】

○今回の震災で被災をうけた地域では所得税・消費税・相続税などの申告や納付の期限を延長（納税者が手続きできる状態となったと国税庁が判断した日から2カ月以内）し、相当な損失を受けている場合、納税の猶予（原則1年以内）が認められます。（※青森、岩手、宮城、福島、茨城の各県は自動延長されます）

【所得税等の減免等】

家屋、家具などに損害を受けた時は、所得税法の雑損控除が災害減免法のいずれかの有利な方法で所得税が減免されます。

雑損控除は3年間（最高で4年）繰り越せます

○雑損控除＝損失額（損害金額＋災害関連支出の金額－保険金などで補てんされる額）から所得金額の1割を差し引いた額を控除。

（※損害額が多額で、控除する年の所得金額から控除しきれない場合には、その翌年以降3年間、損失を繰り越せます。損害が生じた年を含めて最長4年）

○災害減免法は、被災を受けた住宅や家財が時価の2分の1以上、災害年の所得金額が1000万円以下の場合、所得金額に応じて所得税が減免されます。

雑損控除は2010年分から適用

○所得税の軽減は、被災を受けた2011年分の所得税が対象になりますが、今回は、2010年分の所得税からの控除が認められることとなります。したがって、確定申告を終えた人でも、震災をうけて再度申告しなおすことが大事です。●住民税や固定資産税など地方税でも、所得税と同様の雑損控除があるほか、災害減免条例など自治体独自の軽減措置が実施される場合もあります。

○損害を受けた会社員や公的年金受給者は、所得金額の見積り額に応じて所得税の源泉徴収（天引き）の猶予や還付を受けられます。

【社会保険料等の減免】

○損害を受けた会社員や公的年金受給者は、社会保険料や労働保険料の納付期限の延長や猶予が設けられます。

○住宅・家屋など財産のおおむね2分の1以上の損害を受けた場合は、国民年金保険料が全額免除されます。

これまで5回に渡り【各種生活支援制度】の概要についてご紹介させていただきました。不十分な内容で分かりにくかった点もあったと思いますが、ご勘弁下さい。今回の大震災は、地震・津波、さらに原発事故、そして風評被害の拡大となっているため、現行制度では限界にきています。制度の拡充を含め、新たな支援制度の導入が必要になってきています。申請手続きについても簡略化が必要と思われます。また新たな支援制度等があった際は、お知らせいたします。